

議案第44号

財産の減額貸付について

下記のとおり貸付料を減額して財産を貸し付けたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

沼田市長 横 山 公 一

記

1 減額貸付をする財産

所 在 沼田市下之町888番地
庁舎等複合施設6階の一部

延床面積 98.56㎡

2 減額貸付の相手方

沼田市東原新町1801番地72
社会福祉法人 沼田市社会福祉協議会
会長 木 村 敬 史

3 減額貸付の期間

平成31年（2019年）5月7日から平成36年（2024年）3月31日まで

4 減額後の貸付料

月額 39,424円（消費税相当額を除く。）